令和８年度

赤石ほか地区

松くい虫被害先端地域特別対策業務委託

RE1502D861

特記仕様書及び現場説明書（条件明示）
「特別伐倒駆除」

令和８年 11 月

由利地域振興局農林部森づくり推進課

特　記　仕　様　書

第１　総則

本業務の施行にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書」に基づき実施しなければならないほか、特記事項を定めた本仕様書により実施しなければならない。

第２　打合せ等

本業務における打合せは、発注者の指示する日又は受託者が必要とする日に行うものとし、打合せにおいて指示又は承認した事項は本仕様書と同等の効力を有するものとする。

第３　業務概要

１　特別伐倒駆除（被害木の樹幹部はチップ工場へ搬出し、枝条部は現地破砕する）

第４　業務の方法

１　特別伐倒駆除

（１）伐倒、玉切り

①伐高は可能な限り低くすること。

②残存木及び周囲の施設や構造物に損傷を及ぼす恐れがあるときは、適切な作業方法を検討し伐倒すること。

③玉切りは、搬出可能な適宜の長さとすること。

（２）破砕

①破砕後の木片の厚さが１５㎜以下となるように行うこと。

②伐倒・玉切り時に散乱した末木及び直径２ｃｍ以上の枝条等についても適切に破砕処理すること。

③破砕処理は、履行期間内（令和９年２月２６日）までに完了すること。

（３）チップ工場等での処理

①破砕後の木片の厚さが１５㎜以下となるように行うこと。

②チップ材搬入・処理明細書（様式３）を整備し、チップ材処理証明書（様式４）に添付すること。また、搬入伝票（写し）も添付すること。

③破砕処理については履行期間内（令和９年２月２６日）までに全て完了することとする。また、破砕処理が完了した時点でチップ材処理証明書（様式４）を提出することとする。

第５　確認事項

段階確認

受注者は本業務の実施期間中次の項目について確認を受けるものとする。なお、臨場確認を原則とするが、両者の都合等によりやむを得ない場合は机上確認によるものとする。

項　目	内　容
破砕状況（現地・工場）	破砕状況の確認、木片厚の確認
完成前確認	施工区域内に未処理の被害木が無いことを確認

第６　写真管理

本業務における写真管理は、次により行うものとする。

内　　容	撮影基準	
	駆除材積 100 ㎥未満	駆除材積 100 ㎥以上
施工前及び施工後の状況	10 ㎥ごとに 1 箇所以上	10 箇所以上
伐倒、玉切り、枝払い	10 ㎥ごとに 1 箇所以上	10 箇所以上
人力集材、林内運搬	10 ㎥ごとに 1 箇所以上	10 箇所以上
ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ積込み、搬出状況	5 枚以上	
現地破砕状況	5 枚以上	
ﾁｯﾌﾟ工場搬入、破砕状況	5 枚以上	
木片厚（現地・ﾁｯﾌﾟ工場）	各 5 枚以上	
伐根の状況	全伐採木	
（その他） 作業前ﾐｰﾃｨﾝｸﾞ、安全教育、 注意喚起看板等	適宜	

第７　週休２日制工事の対象

① 本業務は、秋田県週休２日制工事（完全週休２日（土日））である。

② 受注者は、要綱に定める週休２日の取組内容について、施工計画書の提出前に監督員と協議すること。

③ 週休２日制工事の実施については、「秋田県週休２日制工事実施要綱」及び「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」に基づいて実施するものとする。

第８　その他

この仕様書に定めない事項については、両者協議のうえ定め実施するものとする。

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては､秋田県土木工事共通仕様書その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について業務の条件とします。

第１　積算基準

１　参考図書

設計図書の外に掲示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積に対しての資料として掲示するもので、委託契約上拘束するものではないので留意して下さい。

２　委託費の積算は、次の積算基準に基づき実施しています。

①　森林整備保全工事標準積算基準書（秋田県農林水産部）
（令和８年 10 月１日以降適用）

②　森林整備保全事業標準歩掛（林野庁）
（治山林道必携　積算・施工編【上巻】）
（発行：(一社) 日本治山治水協会・日本林道協会）（令和８年度版）

③　土地改良工事積算基準（機械経費）（農林水産省）

なお、間接工事費（諸経費）については、森林整備保全事業標準歩掛（林野庁）（治山林道必携　積算・施工編【上巻】）における次の工種区分で算定しています。

・共通仮設費　森林整備 B
・現場管理費　森林整備

冬期対象期間補正については、「一般職の職員の給与に関する条例に規定されてる寒冷地手当を支給する地域」ではないため、補正していません。

第２　条件明示

１　樹幹部の搬出先

搬出先は、「株式会社遠藤林業及び住所秋田県由利本荘市矢島町荒沢才之神２－７」として積算しています。

２　週休２日制工事について

①　本業務の積算書における週休２日補正の名称区分は、システム改修中につき旧名称（令和７年 10 月以降適用の運用名称）で表記されているため、次のとおり読み替えてください。なお、名称のみ旧表記となっており、各種経費に係る補正係数については改正後（令和８年 10 月以降適用）の係数が適用されています。

＜週休２日補正　名称の読み替え＞
「４週８休以上（通期)」 → 「完全週休２日（土日)」

② 本業務は、週休２日を推進するため、完全週休２日（土日）を実施する業務として、予定価格の各経費に補正を行っています。なお、補正係数については「秋田県週休２日制工事に関する森林整備運用」によるものとします

③ 工期内において完全週休２日（土日）が未達成の場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に各経費の補正を見直します。

3 情報共有システム（ASP）の利用

受注者は本業務において情報共有システム（ASP）を原則利用することとします。

ただし、現場事務所等における通信状況の関係で利用が困難な場合は、発注者と協議のうえ、発注者が認めた場合に利用しないことができます。

利用については、「秋田県土木工事共通仕様書（令和８年 10 月以降適用）」によることとします。

第３ その他

（１）関係機関との協議事項

・特になし（ある場合は、その内容を記載する）

（２）他工事（業務）との関連事項

・特になし（ある場合は、その内容を記載する）

様式3

チップ材搬入・処理明細書

番号	搬入年月日	車番	正味重量（kg）	換算数量（㎥）	処理年月日	備考
1	R3.2.20	4054	5,000	6,250	R3.2.23	※記入例
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
				0		
計			5,000	6,250		

様式４

チップ材処理証明書

由利地域振興局長　様

当社で受け入れした下記事業体のチップ原木については、処理を完了したので報告します。

記

１事業体名：

２委託業務名：

３処理量：　　kg（又は㎥）

４処理年月日：　　年　月　日　～　年　月　日

年　月　日

（住所）

（氏名）　　㊞